議案第57号

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正 する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月21日提出

那覇市長 知念 覚

# (提案理由)

企業職員への扶養手当を見直し、再任用職員に住居手当の支給を行うことと し、併せて字句を整理するため、この案を提出する。 那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条 例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19 号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(扶養手当)

### 第7条 「略]

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他 に生計の途がなく主としてその職員の扶 養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含む。)又はこれに相当するものとし て管理者が定める者

# (2)~(5) [略]

(定年前再任用短時間勤務職員について の適用除外)

第20条 第7条、第8条及び第15条の規定は、 定年前再任用短時間勤務職員には適用し ない。

## 付 則

- 2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項 中「及び地方公務員法(昭和25年法律第2 61号) 第22条の4第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員(第20条において 「定年前再任用短時間勤務職員」とい う。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭 和25年法律第261号)第22条の4第1項に規 定する短時間勤務の職を占める職員(第2 0条において「定年前再任用短時間勤務職 員」という。)及び那覇市職員の定年年齢 の引上げに伴う関係条例の整備等に関す る条例(令和4年那覇市条例第29号)付則 第3条第4項に規定する暫定再任用短時間 勤務職員」とする。
- 3 令和14年3月31日までの間、第7条、第8 3 令和14年3月31日までの間、第7条及び第 条及び第15条の規定は、那覇市職員の定

(扶養手当)

第7条 「略]

2 「略]

# (1)~(4) [略]

(定年前再任用短時間勤務職員について の適用除外)

第20条 第7条及び第15条の規定は、定年前 再任用短時間勤務職員には適用しない。

#### 付 則

- 2 令和14年3月31日までの間、第2条第1項 中「及び地方公務員法(昭和25年法律第2 61号) 第22条の4第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員(第20条において 「定年前再任用短時間勤務職員」とい う。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭 和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規 定する短時間勤務の職を占める職員(第2 0条において「定年前再任用短時間勤務職 員」という。)及び那覇市職員の定年年齢 の引上げに伴う関係条例の整備等に関す る条例(令和4年那覇市条例第29号)付則 第4条第3項に規定する暫定再任用短時間 勤務職員」とする。
- 15条の規定は、那覇市職員の定年年齢の

年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員には、適用しない。

引上げに伴う関係条例の整備等に関する 条例付則第3条第4項に規定する暫定再任 用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員 には、適用しない。

### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

## 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第7条第2項の改正規定 令和8年4月1日